## 詳細③

下記を参考に維持保全計画書を作成してください。

### 維持保全計画書(30年間)【参考】

点検部位			主な点検項目	点検の時期 (竣工より)	定期的な 手入れ等	更新・取替の 時期、内容
構造躯	基礎	コンクリー ト基礎立ち 上がり	ひび割れ、欠損、沈下、 換気口のふさがり、錆 び、蟻道 等	5、10、15、20、25、 30 年★		建替え時に更新
体	土台	土台	基礎からのずれ・浮き、 断面欠損、腐朽・蟻害	5、10、15、20、25、 30 年★	5 年で防腐・ 防蟻処理	建替え時に更新
	床組	大引き、床 束、根太	腐朽・蟻害、傾斜、たわ み、床鳴り、振動 等	5、10、15、20 (取替)、 25、30 年★	5 年で防腐・ 防蟻処理	20 年で全面取 替を検討
	軸組	柱、間柱、筋 かい、胴差	傾斜、断面欠損、腐朽・ 蟻害 等	10、20、30年★		建替え時に更 新
	小屋組	たる木、も や、棟木、小 屋づか	雨漏り等の跡、小屋組の 接合部のわれ	10、20、30 年★		建替え時に更新
屋根・外壁・開口部等	屋根	瓦ふき	ずれ、はがれ、浮き、われ、雨漏り、変形 等	5、10、15、20 (葺替)、 25、30 年★		20 年で全面葺 替を検討
	外壁	サイディン グ壁 (窯業 系)	割れ、欠損、剥がれ、シーリング材の破断 等	3、6、12、15 (全面補 修)、18、21、24、27、 30 年★	3 年でトップ コート吹替え	15 年で全面補 修を検討
	雨樋	雨樋	破損、詰まり、はずれ、 ひび、軒樋の垂れ下り	3、7(取替)10、14(取替)17、21(取替)24、30 年★		7年で全面取替 を検討
	軒裏	軒裏天井	腐朽、雨漏り、はがれ、 たわみ、ひび割れ	3、6、12、15(取替)、 18、21、24、27、30 年★		15 年で全面取 替を検討
	開口部	屋外に面す る開口部	建具周囲の隙間、建具の 開閉不良 等	5、10、15、20(取替)、 25、30 年★		15 年で全面取 替を検討
設備	配管設備	給水管	漏水、赤水、給水流量の 開閉不良 等	5、10、15、20(取替)、 25、30 年★	水漏れは直ちに補修	15 年で全面取 替を検討
		排水管	漏水、排水の滞留	5、10、15、20(取替)、 25、30 年★	水漏れは直ち に補修	15 年で全面取 替を検討

#### 留意事項等:

のとする。

- ○★は地震や台風時の後、当該点検の時期にかかわらず臨時点検を行うものとする。
- ○各点検において、劣化の状況に応じて適時維持保全の方法について見直すものとする。
- ○点検結果を踏まえ、必要に応じて、調査、修繕又は改良を行う。
- ○長期優良住宅建築等計画に変更があった場合、必要に応じて維持保全の方法の変更を行うものとする。
- ○浸水被害後においても、泥出し・洗浄・乾燥・消毒等を行い、良好な状態で使用するための維持保全を行うも

例として、水防法に基づく洪水浸水想定 区域等を想定した表記としています。

# 居住環境・災害配慮基準に関する確認書

# 1、居住環境基準の確認

居住環境基準に関する基準の各号	調査結果	対応措置	確認年月日 担当課名
1-1. 都市計画法第4条第9項に規 定する <b>地区計画等</b>	<ul><li>□ 区域外</li><li>☑ 区域内</li></ul>	<ul><li>☑ 適合証等</li><li>□ 添付不要</li></ul>	R〇.〇.〇 〇〇市〇〇課
1-2. 景観法第8条第1項に規定す る <b>景観計画区域</b>	□ 区域外 ☑ 区域内	<ul><li>□ 適合証等</li><li>☑ 対象外</li></ul>	R〇.〇.〇 〇〇市〇〇課
1-3. 建築基準法第 69 条の規定に よる条例に基づき認可された <b>建築協定区域</b>	☑ 区域外	□ 適合証等	R〇.〇.〇 〇〇市〇〇課
1-4. 景観法第 81 条第1項に規定 する <b>景観協定区域</b>	☑ 区域外□ 区域内	<ul><li>□ 適合証等</li><li>□ 対象外</li></ul>	R〇.〇.〇 〇〇市〇〇課
1-5. 景観法に基づかない景観に関 する <u>市町村の条例区域</u>	<ul><li>☑ 区域外</li><li>□ 区域内</li></ul>	□ 適合証等	R〇.〇.〇 〇〇市〇〇課
2. <u>区画整理地内</u> の除却が不要な 住宅等、長期にわたる立地が 想定される事が許可等により 判明できる場合	<ul><li>□ 区域外</li><li>☑ 区域内</li></ul>	<ul><li>☑ 許可証等</li><li>□ 添付不要</li></ul>	R〇.〇.〇 〇〇市〇〇課

## 2、災害配慮基準の確認

災害配慮基準に関する基準の各号	調	直結果	対応措置	確認年月日 担当課名
1-1. 地すべり等防止法第3条第1 項に規定する <b>地すべり防止区域</b>	<b>Ø</b>	区域外 区域内		R〇.〇.〇 〇〇事務所 〇〇課にて確認
1-2. 急傾斜地の崩壊による災害の 防止に関する法律第3条第1項に規 定する <u>急傾斜地崩壊危険区域</u>		区域外 区域内	<ul><li>◎建築をしようとする住宅が、</li><li>1-1~3に立地しないことを確認して</li></ul>	R○.○.○ ○○事務所 ○○課にて確認
1-3. 土砂災害警戒区域等における 土砂災害防止対策の推進に関す る法律(土砂法)第9条第1項に 規定する土砂災害特別警戒区域	<b>Z</b>	区域外 区域内	ください。	R〇.〇.〇 〇〇事務所 〇〇課にて確認
2-1. 建築基準法第 39 条第 1 項に 規定する <u><b>災害危険区域</b></u>		区域外 区域内	<ul><li>※1-1及び1-2の区域</li><li>以外に指定なし</li><li>(令和4年2月20日時点)</li></ul>	R〇.〇.〇 〇○市役所 〇○課にて確認
2-2. 津波防災地域づくりに関する 法律(津波法)第 72 条第 1 項に 規定する <u><b>津波災害特別警戒区域</b></u>		区域外 区域内	※区域指定なし (令和4年2月20日時点)	R○.○.○ ○○事務所 ○○課にて確認
2-3. 特定都市河川浸水被害対策法 第 56 条第 1 項に規定する <b>浸水被害防止区域</b>		区域外 区域内	※区域指定なし (令和4年2月20日時点)	RO.〇.〇 〇〇事務所 〇〇課にて確認
3-1. 水防法第 14 条第1項に規定 する <u><b>洪水浸水想定区域</b></u>		区域外 区域内		R〇.〇.〇 〇〇事務所 〇〇課にて確認
又は同法第 14 条の2第1項に 規定する <b>雨水出水浸水想定区域</b>	<b>☑</b>	区域外 区域内	○維持保全計画書に 必要な措置等を記載	R〇.〇.〇 〇〇市役所 〇〇課にて確認
又は同法第 14 条の3第1項に 規定する <b>高潮浸水想定区域</b>		区域外 区域内		R〇.〇.〇 〇〇事務所 〇〇課にて確認
3-2. 土砂法第7条第1項に規定する 土砂災害警戒区域		区域外 区域内	〇2-1~3-3 の区域内	R〇.〇.〇 〇〇事務所 〇〇課にて確認
3-3. 津波法第 <b>53</b> 条第1項に規定 する <b>津波災害警戒区域</b>		区域外 区域内	に立地する場合に は、対応措置を記載 してください。	R〇.〇.〇 〇〇事務所 〇〇課にて確認

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第3号及び第4号に基づき、愛知県が定める居住環境基準に関する基準の各号及び災害配慮基準に関する基準の各号について担当課に確認しました。

区域内外の判断が困 難なものは、各法令 所管課へ確認してく ださい。

申請者名	00 00
住宅の位置	〇〇市〇〇町〇〇